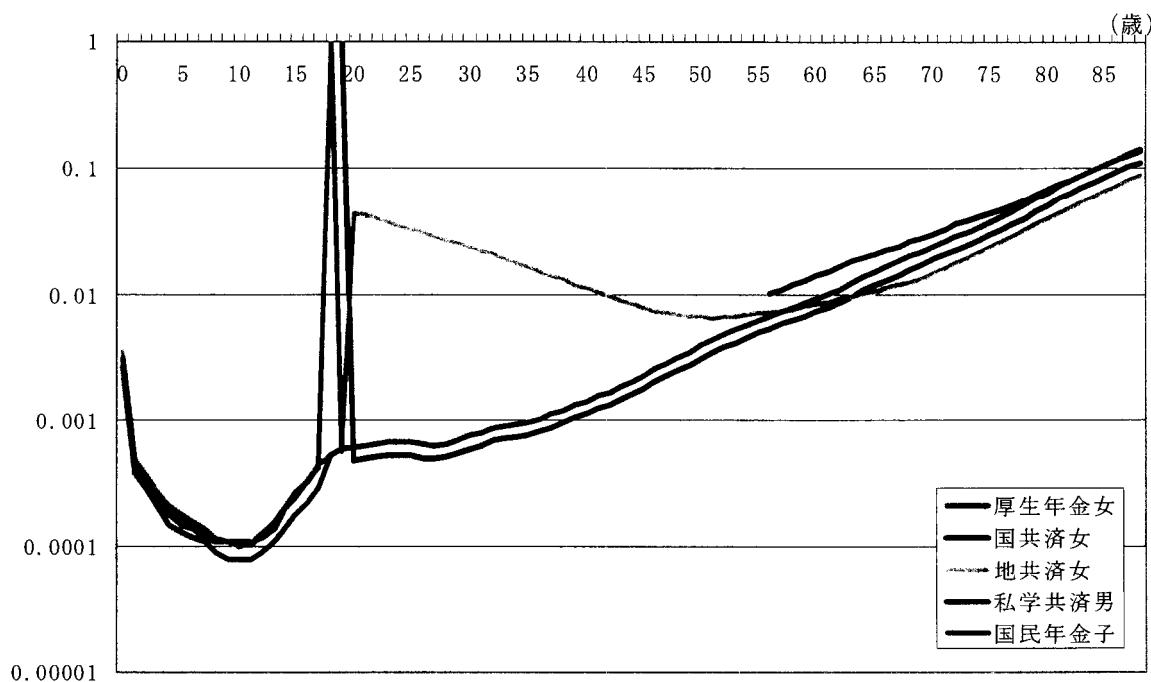
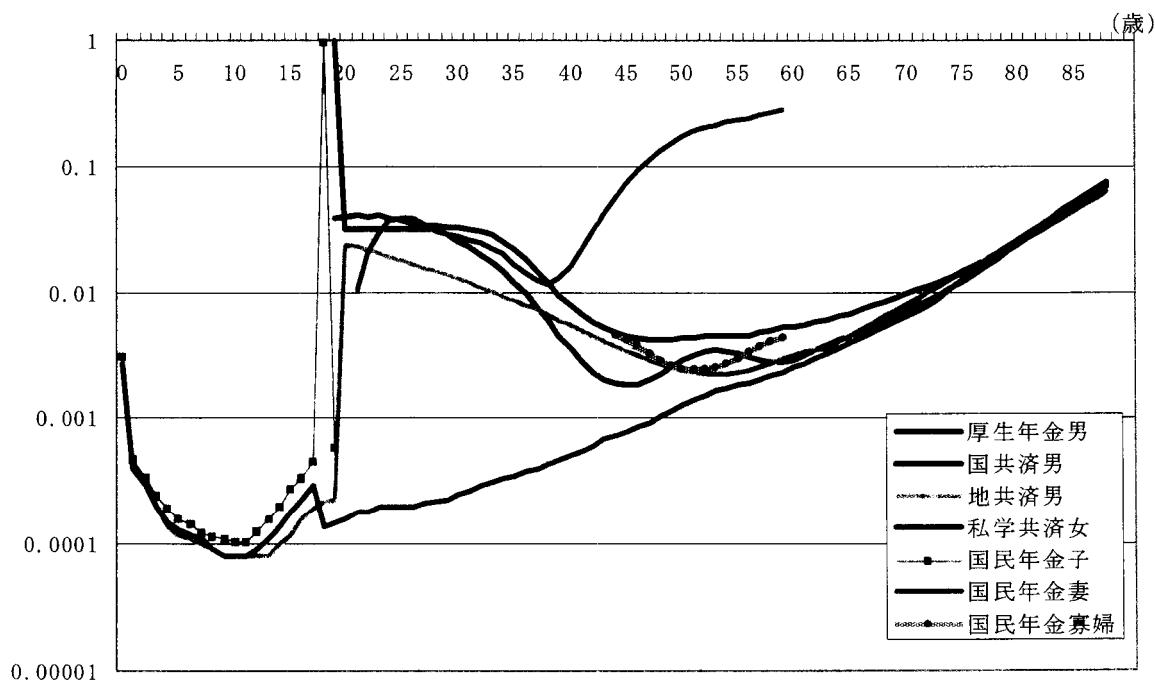


(図表 5-2-14-3) 遺族年金失権率

(1) 遺族年金受給権者が男



(2) 遺族年金受給権者が女



注: 凡例の性別は、各共済年金が基礎率として管理する際の性別である。

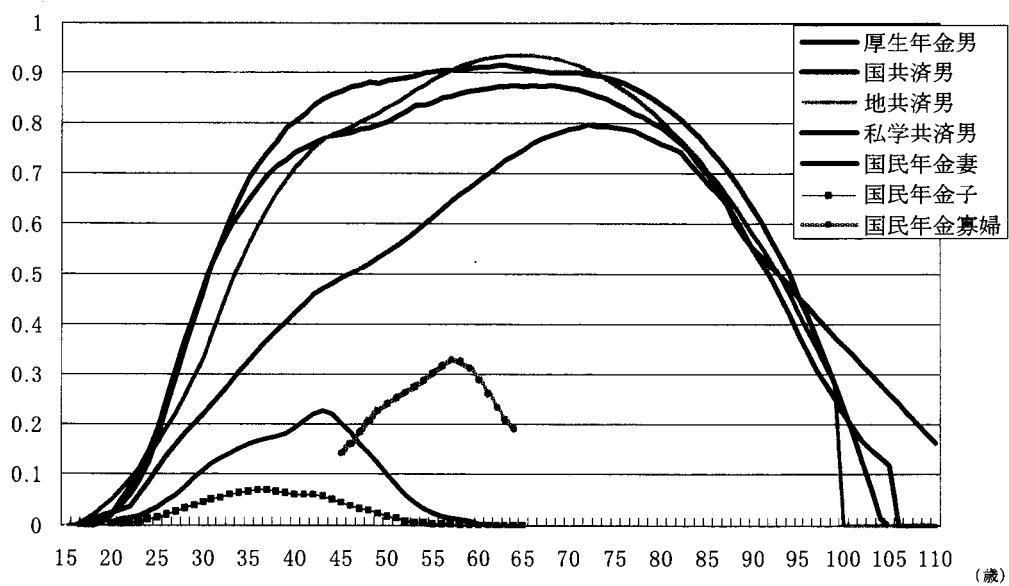
○有遺族率

死亡した被保険者、待期者、受給権者から遺族年金の新規裁定者数を算出するため、国民年金以外の全制度で有遺族率を用いている。国民年金については、同様の数値とし

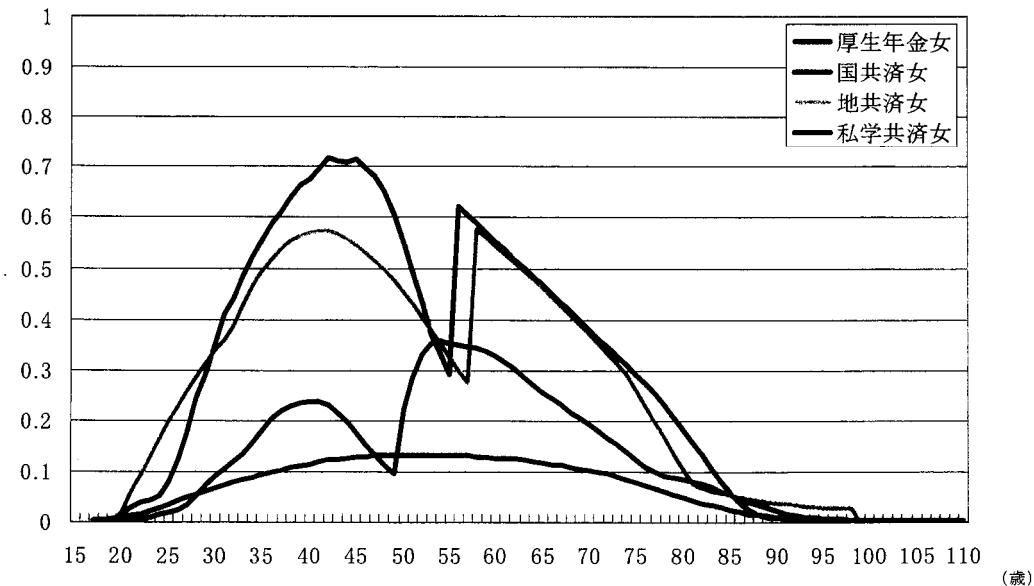
て遺族年金発生割合があるため、これらを併せて比較したのが図表 5-2-15 である。これによると、男の有遺族率は、私学共済は他の制度と比べて若干低いものの、各制度ともおおむね 20 歳から増加をし始め、0.8 から 0.9 でピークを打った後、75 歳前後から減少を始めるという「山」を形成している。女の有遺族率は、厚生年金は 40 歳頃をピークに減少し始め、48 歳で急激に増加し、その後はなだらかに減少している。国共済、地共済も、40 歳前後をピークに減少を始め、55 から 57 歳でいったん急激に増加、その後なだらかに減少を続けている。これは、一つめのピークの「山」は子を、急激に増加した以降では夫を遺族とみなしているものと考えられる。私学共済については、50 歳をピークとした「山」が一つだけである。

(図表 5-2-15) 有遺族率

(1) 死亡者が男



(2) 死亡者が女



○被保険者であった者と遺族年金受給権者との年齢相関

遺族年金を発生させる際にどの年齢にするかを決めるために、厚生年金、国共済、国民年金では、被保険者であったものと遺族年金受給権者の年齢相関を用いている。制度によって、遺族の年齢を基礎率としているところと、年齢差を基礎率としているところがあるが、計算方法が違うだけである。

○被扶養配偶率（有3号率）

国共済、地共済、私学共済では、被扶養配偶者数を算出するため、被扶養配偶率（有3号率）を用いている。これは、基礎年金拠出金の算定に必要であるが、厚生年金については、被保険者数算出の際に3号被保険者数も併せて推計しているため、被扶養配偶率は用いていない。

基礎数の設定方法などをまとめたものが図表5-2-16である。なお、私学共済では今回の再計算から基礎数を男女別に作成することとしている。基礎数はこれまでみてきたとおり男女で大きな差があることから、この推計方法の変更は、再計算の精度向上に大きく貢献していると考えられる。

第3章でみたように、財政状況は、基礎率の変更に合わせて大きく変動する可能性がある。このため基礎率を設定には注意を要するが、これまでみたように、今回の再計算で用いられた基礎率は、おおむね実績に基づき作成されており、制度の特性に応じた差を除けば大きな差異はなく、妥当といえる。

(図表5-2-16) 基礎率の設定方法

	ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
加入年齢分布率	厚生年金 国共済 動態統計調査（使用年度：平成14年度） 性別・年齢別の新規加入組合員数及び標準報酬月額		性別・年齢別に直近年度の新規加入組合員数から発生割合を作成し、その加入組合員にかかる標準報酬月額の平均を作成	新規加入者数に乗じて年齢別の新規加入者数及びその標準報酬月額を算出		前回財政再計算使用年度：平成9年度
	地共済 新規加入者（平成12～14年度の状況により算定）	特になし	男女別に新規加入者の加入年齢別の分布率を求め、それを補整した	各年度の新規加入者数に、この率を乗じることで、各年齢の新規加入者数を算出した	特になし	前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済 性別、初任年齢グループ別（平成15年度末）	平成14年度の65歳から69歳への適用拡大導入時の影響に配慮し平成15年度末実績から作成		新規加入者数に分布率を乗じることにより初任年齢グループ別に振り分け。初任年齢に加入年数を加えたものを年齢としている。		性別に作成
	国民年金					
総脱退力	厚生年金 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成10～13年度末） 被保険者種別・年齢別 再加入者数（平成11～13年度） 被保険者種別・年齢別 新規加入者数（平成11～13年度）		被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中脱退者数（前年度末の被保険者数に当年度中の新規加入者数及び再加入者数を加え、当年度末の被保険者数を控除したもの）を年度平均被保険者数で除したものと年齢化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計		
	国共済 動態統計調査（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の年度末組合員数及び年度間の性別・年齢別の総脱退者数		性別・年齢別に3年度平均した年度中総脱退者数を年度平均組合員数で除したものと年齢化	組合員数に乘じて脱退者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済 現在者（平成12～14年度の状況により算定） 脱退者（平成12～14年度の状況により算定）		男女別に年齢別の脱退率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法、グレヴィル4次5項補整）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、各年度の各年齢の脱退者数を算出した		前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済 性別、初任年齢グループ別、加入年数別（平成15年度、全数統計）		粗整値は加入当初に顕著な特徴をもつた曲線もスムーズであることから、原則的に粗整値を使用。粗整値が使用可能な加入年数以降については、二次関数により補正したものを加味して作成。初任年齢に幅があることから、各初任年齢グループにおける70歳到達年数を考慮している。	前年度末の加入者数から当年度の総脱退者数を算出		性別に作成するとともに、粗整値作成のとともに、統計を平成8年度から10年度までの3年平均から、平成14年度の65歳から69歳への適用拡大導入時の影響に配慮し、平成15年度1年に変更
	国民年金 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成10～13年度末） 被保険者種別・年齢別 総脱退者数（平成11～13年度）		被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものと年齢化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計		
(公務外) 死亡脱退力	厚生年金 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成10～13年度末） 被保険者種別・年齢別 死亡による被保険者資格喪失者数（平成11～13年度）	生命表	被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡被保険者数を年度平均被保険者数で除したものを年齢化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計		
	国共済 動態統計調査（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の年度末組合員数及び年度間の性別・年齢別の公務外死亡者数	第19回生命表男子及び女子の死力	性別・年齢別組合員数を基に第19回生命表による死力を予定死亡者数を算出し、予定死亡者数と実績死亡者数との割合で同生命表の死力を修正した。	組合員数に乘じて公務外傷病による死亡者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度 第18回生命表
	地共済 現在者（平成12～14年度の状況により算定） (公務等含む)死亡脱退者数（平成12, 13, 14年度の実績）	公務等在職死力	死亡脱退者数より、男女別に年齢別の死亡率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等在職死力を控除して公務外在職死力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外事由による死亡者数を算出した		前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済 第19回生命表の死力 平成12～15年度末 加入者数 平成13～15年度 死亡脱退者数		死亡脱退者数について、年次の加入者数に第19回生命表の死力を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男45%、女44%の補整とした。	前年度末の加入者数から当年度の死亡脱退者数を算出		性別に作成
	国民年金 被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成10～13年度末） 被保険者種別・年齢別 死亡脱退者数（平成11～13年度）		被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを年齢化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計		

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
公務上死亡脱退力	厚生年金 国共済	動態統計調査及び年金受給権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別の年度末組合員数及び年度間の性別公務上障害共済年金の新規発生者数		公務上による死亡者の実績数が少なく年齢別に作成することが不可能なため、年齢に関係なく一定率	組合員数に乗じて公務上傷病による死者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済	現在者（平成12～14年度の状況により算定） 公務等障害共済年金新規発生者数（平成12, 13, 14年度の実績）	前回の公務等在職死力結果	平成12年度から14年度までの3年間ににおける地方公務員共済組合の公務等障害共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等事由による死者数を算出した		前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済 国民年金						
(公務外) 障害年金発生力	厚生年金	被保険者種別・年齢別 被保険者数（平成10～13年度末） 被保険者種別・年齢別 障害厚生年金新規裁定者数（平成11～13年度）		被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中障害厚生年金新規裁定者数を年度平均被保険者数で除したものと平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の障害脱退者を推計		
	国共済	動態統計調査及び年金受給権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別の年度末組合員数及び年度間の性別・年齢別公務外障害共済年金の新規発生者数		性別・年齢別に3年度平均した年度間公務外障害共済年金新規発生者数を年度間平均組合員数で除したものと平滑化	組合員数に乗じて公務外障害共済年金の新規発生者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済	現在者（平成12～14年度の状況により算定） (公務等含む)障害脱退者数（平成12, 13, 14年度の実績）	公務等障害発生力	障害脱退者数より、男女別に年齢別の障害発生率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等障害発生力を控除して公務外障害発生力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外障害共済年金の新規発生者数を算出した		前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済	国共済の障害共済年金発生力 平成12～15年度末 加入者数 平成13～15年度 障害共済年金発生者数		障害共済年金発生者数について年次加入者数に国共済の障害共済年金発生力を乗じた予定数と実績値とを過去3年間の予定と実績とを比較した結果、国共済の率の男30%、女48%に補整	前年度末の加入者数から障害共済年金発生者数を算出		性別に作成
	国民年金 (一般)	性別・年齢別 被保険者数（平成10～13年度末） 性別・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者（平成11～13年度）		性別・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものと平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金脱退者数を推計		
	(20歳前)	性別・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者（平成11～13年度）	性別・年齢別 10月1日現在推計人口（平成11～13年）	性別・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものと平滑化	総人口から当年度中の20前障害年金脱退者数を推計		
公務上 障害年金発生力	厚生年金						
	国共済	動態統計調査及び年金受給権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別の年度末組合員数及び年度間の性別公務上障害共済年金の新規発生者数		公務による障害共済年金発生者の実績数が少く年齢別に作成することが不可能なため、年齢に関係なく一定率	組合員数に乗じて公務上障害共済年金の新規発生者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済	現在者（平成12～14年度の状況により算定） 公務等障害共済年金新規発生者数（平成12, 13, 14年度の実績）	前回の公務等障害発生力結果	平成12年度から14年度までの3年間ににおける地方公務員共済組合の公務等障害共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等障害共済年金の新規発生者数を算出した		前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済 国民年金						

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
障害一時金発生力	厚生年金 国共済	動態統計調査及び障害一時金発生統計（使用年度：平成12～14年度） 性別の年度末組合員数及び年度間の性別障害一時金の発生者数		実績発生件数がないことから、0に設定	組合員数に乗じて障害一時金の発生者数を算出→0		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済 私学共済			平成13～15年度に発生がなかったために0に設定	前年度末の加入者数から障害一時金発生者数を算出→0		
	国民年金						
遺族年金発生割合	厚生年金 国共済 地共済 私学共済						
(妻)	国民年金 (妻)	年齢別 男子1号死亡脱退者数（平成11年度～13年度） 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数（平成11年度～13年度）		年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を男子1号死亡被保険者数で除したものと平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計		
	(子)	年齢別 男子1号死亡被保険者数（平成11～13年度） 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数（平成11～13年度）		年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を男子1号死亡被保険者数で除したものと平滑化	当年度の死亡脱退者数から遺族基礎年金(子)受給権者数を推計		
	(寡婦)	年齢別 1号被保険者(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数（平成10～平成13年度末） 年齢別 男子1号待期者(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数（平成10～平成13年度末） 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数（平成11年度～13年度）	生命表	年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を死亡被保険者・待期者数で除したものと平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計		
	国民年金	性別・年齢別 1号被保険者(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者)数（平成10～平成13年度末） 性別・年齢別 1号待期者(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者)数（平成10～平成13年度末） 性別・年齢別 死亡一時金受給権者数（平成11年度～13年度）	生命表	年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を死亡被保険者・待期者数で除したものと平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計		
死亡一時金発生割合	厚生年金 国共済 地共済 私学共済						
	国民年金	性別・年齢別 1号被保険者(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者)数（平成10～平成13年度末） 性別・年齢別 1号待期者(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者)数（平成10～平成13年度末） 性別・年齢別 死亡一時金受給権者数（平成11年度～13年度）	生命表	年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を死亡被保険者・待期者数で除したものと平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計		
標準報酬指数	厚生年金 国共済 地共済 私学共済	被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成11～13年度末) 被保険者種別・年齢別 被保険者の標準報酬月額の平均(平成11～13年度末) 動態統計調査（使用年度：平成14年度） 組合員の性別・年齢別標準報酬月額	ボーナス支給割合	3年度平均の被保険者種別・年齢別の標準報酬月額の平均に性・年齢別のボーナス支給割合を乗じて設定	年齢の変化に伴う賃金の変動を推計	平成14年度の推計を行な際のみ性・年齢別のボーナス割合を乗じない標準月額ベースのものを使用	年齢の変化に伴う賃金の変動を推計
	地共済	現在者(平成14年度の状況により算定。)		性別・年齢別に基準年齢(18歳)の標準報酬月額を1として指數化	組合員の標準報酬月額に乘じて組合員の標準報酬月額の上昇傾向を算出		前回財政再計算使用年度：平成9年度
	私学共済	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成15年度末 全数統計		男女別に、年齢別の平均給料を求め、それを補整し、指數化(18歳の者の給料を1)した。 (最小二乗法)	各年度、各年齢別の組合員の給料に、この率を各年齢に乘じる事で、それぞれの給料の額を推計し		前回使用統計(平成9年度)
	国民年金			年度による一定の傾向がみられないもので、直近3年間(平成13～15年度)の年度末実績から、標準給与月額の平均を指數化したものにより粗整値を作成。基準となる初任年齢グループ19歳で加入年数0年の者の標準給与月額を1として指數化、粗整値を可能な範囲で尊重とともに、対数関数により補整したものを加味して作成	前年度末の一人当たり給与から当年度末の一人当たり給与を算出		性別に作成

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
ボーナス支給割合	厚生年金		黄金構造基本統計調査	性・年齢別に年間賞与その他特別給与額をまとめて支給する現金給与額を12倍したもので除して設定	平成15年度に標準報酬制が導入される際に、標準報酬を月額ベースから年額ベースに変換する組合員の報酬年額に乗じて期末手当等の額を算出		
	国共済	標準報酬統計表（使用年度：平成15年） 平成15年6月及び9月（定期決定後）の報酬月額 及び平成15年6月の期末手当等の額		性別・年齢別に報酬月額の総額に対する標準期末手当等の額の割合を作成			標準報酬総額に対し0.3の割合を使用
	地共済	平成15年6月における、地方公務員共済組合の組合員の期末手当等の額および給料の額		男女別に、年齢別の割合を求め、それを補整した。 但し、低年齢層の下限については、 H15ボーナス支給月数4.4月/12月=1.25=0.29334とした。	各年度、各年齢別の組合員の期末手当等の額に、この率を各年齢に乘じ、上記の給料額と合算する事で総報酬額を推計した。		前回は作成せず（今回からの新基礎率）
	私学共済	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成15年度末 全数統計		標準報酬制の導入により、平成15年度末実績から作成	年度末の給与に、年収の対月収比率との調整率を乗じ、年度末の総報酬を算出		性別、初任年齢グループ別、加入年数別に作成
年収の 対月収比率調整率	国民年金						
	厚生年金						
	国共済						
	地共済						
老齢年金失権率	私学共済	平成11～14年度 特別掛金額 平成11～15年度 掛金額 平成15年度 實与分掛金額	年収の対月収比率		年度末の給与に、年収の対月収比率との調整率を乗じ、年度末の総報酬を算出	年収の対月収比率の実績(加入者全員分)	新規作成
	国民年金					の低下傾向を勘案し、平成16年度の比率が概ね1.35、以後1年毎に0.01ずつ遞減させ、平成21年度に1.30、以降一定となるよう設定している。	
	厚生年金	被保険者種別・年金種別・年齢別 老齢年金受給者数(平成10～13年度末) 被保険者種別・年金種別・年齢別 老齢年金新規裁定者数(平成11～13年度)	生命表	被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給者数で除したものを平滑化	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計	将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	
	国共済	年金受給権者及び失権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の退職共済（退職）年金受給権者数及び性別・年齢別の失権者数	第19回生命表 日本の将来推計人口(平成14年1月推計)	性別・年齢別に3年度平均した年度中失権者数を年度間平均受給権者数で除したものを平滑化 失権者の実績数が少ない階層については、第19回生命表の死亡率を使用	退職共済（退職）年金受給権者に乘じて失権者数を算出	ウ. の失権率を、性別・年齢別に日本の将来推計人口の死亡率の改善割合により2050年度まで改善(2051年度以降は2050年度と同じ)	前回財政再計算使用年度：平成7～9年度 第18回生命表
私学共済	地共済	年金受給者(平成12～14年度の状況により算定) 退職年金(減額退職年金及び通算退職年金を含む)失権者(平成12, 13, 14年度の実績)	第19回生命表 日本の将来推計人口(平成14年1月推計)	男女別に、年齢別の失権率(粗率)を求め、それを補整した。(最小二乗法)。なお、データ数の少ない年齢層などについては、第19回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。	退職年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出した	ウ. の設定により作成した失権率と、第19回生命表の死亡率(2003年度)の比率を、男女別・各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2050年度まで失権率の改善を行った。(2050年度以降は一定)	年度ごとに失権率の改善を行った。 使用する生命表を新しいものとした(第18回～第19回) 前回使用統計(平成7年度～平成9年度)
	第19回生命表 平成13～15年度 退職共済年金消滅者数 平成12～15年度末 退職共済年金者			退職共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第19回生命表の死亡率を乗じた予定期数と実績値とを過去3年間比較した結果、年齢に応じて男60～95%、女65～95%に設定。	退職共済年金者数、待期者数に乘じ消滅者数を算出	年次別に改善を見込んでいる。具体的には、平成15年度未基準で作成した消滅率に、平成15年の将来生命表の死亡率に対する将来の各年における生命表の死亡率の割合を乗じることにより改善を見込んでいる。(将来生命表は「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)のものを使用。)	性別に作成し改善見込む
	国民年金	性別・年金種別・年齢別 年金受給権者数（平成10～平成13年度末） 性別・年金種別・年齢別 新規裁定年金受給権者数（平成11～平成13年度）	生命表	被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給者数で除したものを平滑化	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計	将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる事を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
障害年金失権率	厚生年金 国共済	老齢年金失権率と同じ 年金受給権者及び失権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の障害共済（障害）年金受給権者数及び性別・年齢別の失権者数	老齢年金失権率と同じ 第19回生命表	老齢年金失権率と同じ 男子は、性別・年齢別に3年度平均した年度中失権者数を年度間平均受給権者数で除したものと平滑化。失権者の実績数が少ない階層については、第19回生命表の死亡率を使用 女子は男子の年齢別失権率に（女子全体失	老齢年金失権率と同じ 障害共済（障害）年金受給権者に乘じて失権者数を算出	老齢年金失権率と同じ ワ. の失権率を、性別・年齢別に日本の将来推計人口の死亡率の改善割合により2050年度まで改善（2051年度以降は2050年度と同じ）	前回財政再計算使用年度：平成7～9年度 第18回生命表
	地共済	年金受給者（平成12～14年度の状況により算定） 障害年金失権者（平成12, 13, 14年度の実績）	第19回生命表	男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層などについては、第19回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。	障害年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出した	特になし	使用する生命表を新しいものとした（第18回～第19回） 前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済	国共済の障害共済年金消滅率 平成13～15年度 障害共済年金消滅者数 平成12～15年度末 障害共済年金者		障害共済年金消滅者数について年央の年金者数に国共済の障害共済年金消滅率を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男女ともそのまま使用	障害共済年金者数に乘じ消滅者数を算出	年次別に改善を見込む。具体的な方法については退職共済年金者消滅率と同様	性別に作成し改善見込む
	国民年金	老齢年金失権率と同じ 老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ 老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ 老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ 老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ 老齢年金失権率と同じ	
遺族年金失権率	厚生年金 国共済	老齢年金失権率と同じ 年金受給権者及び失権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の遺族共済（遺族）年金受給権者数及び性別・年齢別の失権者数（性別は死亡した組合員の性別により区分）	老齢年金失権率と同じ 第19回生命表 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）	老齢年金失権率と同じ 男子は、性別・年齢別に3年度平均した年度中失権者数を年度間平均受給権者数で除したものと平滑化。 女子は第19回生命表による死亡率で予定死者数を算出し、予定死で者数と実績死者数との割合で同生年命喪死率を修正した率	老齢年金失権率と同じ 障害共済（遺族）年金受給権者に乘じて失権者数を算出	老齢年金失権率と同じ ワ. の失権率を、性別・年齢別に日本の将来推計人口の死亡率の改善割合により2050年度まで改善（2051年度以降は2050年度と同じ）	前回財政再計算使用年度：平成7～9年度 第18回生命表
	地共済	年金受給者（平成12～14年度の状況により算定） 遺族年金失権者（平成12, 13, 14年度の実績）	第19回生命表 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）	男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層などについては、第19回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。	遺族年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出した	ワ. の設定により作成した失権率と、第19回生命表の死亡率（2003年度）の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2050年度まで失権率の改善を行った。（2050年度以降は一定）	年度ごとに失権率の改善を行った。 使用する生命表を新しいものとした（第18回～第19回） 前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済	第19回生命表 平成13～15年度 遺族共済年金消滅者数 平成12～15年度末 遺族共済年金者		死亡脱退者数について、年央の加入者数に第19回生命表の死力を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男45%、女44%の補整とした。	前年度末の加入者数から当年度の死亡脱退者数を算出		性別に作成
	国民年金	老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ	老齢年金失権率と同じ	
有遺族率	厚生年金		年金受給権者1人当たり加給対象者数割合（老齢年金） 国勢調査 健康保険被保険者実態調査（平成12, 13年）	妻へは国勢調査における配偶関係から有配偶者を作成し設定、夫へは老齢年金の年金受給権者1人当たり加給対象者数割合及び国勢調査における配偶関係から有配偶者を作成し設定、子については健康保険被保険者実態調査における子の扶養率から設定	死亡した被保険者または受給権者の数に乘じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計		
	国共済	動態統計調査及び年金受給権失権者統計（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の年度末組合員数及び性別・年齢別の遺族数 性別・年齢別の年度末年金受給権失権者数及び失権時の遺族数		男子は、動態統計調査による性別・年齢別の有遺族率 女子は、動態統計調査による性別・年齢別の有子率 ただし、高年齢層は、年金受給権失権者による性別・年齢別の有遺族率	組合員及び退職失効（退職）年金受給権者並びに障害共済（障害）年金受給権者の死亡者に乘じて、遺族共済年金への転給者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共游	年金受給者（平成12～14年度の状況により算定） 退職共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成12, 13, 14年度の実績）		男女別に年齢別の有遺族率を求める、それを補整した（最小二乗法）	退職共済年金受給者及び障害年金受給者の失権者に、この率を乗じ、遺族共済年金への転給者数を算出		前回使用統計（平成7年度～平成9年度）
	私学共済	平成14年 人口動態統計 平成15年度遺族数、死亡者数		有遺族率については人口動態統計から求めた5歳刻みの有遺族率を補完して年齢別に作成、妻死亡の有遺族率についてはさらに人口動態統計上の有配偶率と実績における年齢トータルの有遺族率を比較し、補整している。	死亡した加入者、年金者及び待期者に乘じて遺族共済年金発生者を算出		
	国民年金						

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
被扶養配偶者の年齢	厚生年金 国共済	動態統計調査（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の被扶養配偶者年齢		性別・年齢別に3年度平均した年度末被扶養配偶者年齢により作成	組合員が扶養している配偶者の年齢を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済 私学共済	年齢別 平成13～15年度末 全数統計			加入者、年金者及び待機者の死亡時年齢に加減(夫死亡の場合は減算、妻死亡の場合は加算)して遺族共済年金発生者の年齢を算		
	国民年金						
被保険者であった者と 遺族厚生年金受給権者 の年齢相関	厚生年金 国共済	被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢 別 遺族年金新規裁定者の平均年齢（平成11～13 年度）		3年度平均の被保険者種別・被保険者であつた者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定	死亡した被保険者または受給権者の年齢から、遺族年金の新規裁定者の年齢を推計		
	地共済 私学共済	動態統計調査及び年金受給権者統計（遺族共済 年金新規発生）（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の扶養中・外配偶者の年齢及び最 年少者の子の年齢		性別・年齢別に3年度平均した遺族共済年金 新規発生者にかかる遺族年齢により作成	組合員と遺族共済年金受給権者にこの基礎率を考慮し算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	国民年金 (妻)	被保険者であった者の死亡時年齢別・受給者年齢 別 遺族年金(妻)新規裁定受給権者数（平成11 ～平成13年度）		3年平均の被保険者であった者の死亡時年齢 と遺族年金新規裁定者の年齢から設定	死亡した被保険者の年齢から遺族 年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計		
	(子)	被保険者であった者の死亡時年齢別・受給者年齢 別 遺族年金(子)新規裁定受給権者数（平成11 ～平成13年度）		3年平均の被保険者であった者の死亡時年齢 と遺族年金新規裁定者の年齢から設定	死亡した被保険者の年齢から遺族 年金(子)の新規裁定者の年齢を推計		
	(寡婦)	被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新 規裁定受給権者の平均年齢（平成11～平成13年 度）		3年平均の被保険者であった者の死亡時年齢 と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定	死亡した被保険者の年齢から寡婦 年金の新規裁定者の年齢を推計		
	厚生年金 国共済	被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数（平 成12、13年度末） 被保険者種別・年金種別・年齢・続柄別 加給年金 対象者数（平成12、13年度末）		2年度平均の被保険者種別・年金種別・年齢 別年金受給権者数に対する加給年金対象者 数を除いたものを続柄別に設定	各年度末の受給権者に乘じること により、加給年金が支給される者 の数を推計		
	(障害)	動態統計調査（使用年度：平成12～14年度） 性別・年齢別の被扶養配偶者数		性別・年齢別に3年度平均した年度末被扶養 配偶者数を年度末組合員数で除したものを平 滑化	組合員数に乗じて扶養している配 偶者数を算出		前回財政再計算使用年度：平成7～9年度
	地共済 私学共済	年金受給権者統計（使用年度：平成14年度） 性別・年齢別の配偶者及び子の数		性別・年齢別に直近年度の年度末加給年金 対象者数を年度末年金受給権者数で除した ものを平滑化	退職共済年金（20年以上）受給権 者の配偶者、子供を有する割合を 算出		前回財政再計算使用年度：平成9年度
	国民年金 (妻)	年齢別 遺族年金(妻)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(妻)年齢別 第1子、第2子数（平成11 ～13年度末）		(配偶者加給を失権する年齢まで)夫死亡の有 遺族率をそのまま使用 遺族年金(妻)の年齢別に3年平均の加給対 象者数を受給権者数で除したものを平滑化	退職共済年金20年以上に対して 乗じることにより対象者数を算出		
	(第1,2子) (妻)	年齢別 遺族年金(妻)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数（平成11～ 13年度末）		遺族年金(妻)の年齢別に3年平均の加給対 象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象 者を推計		
年金受給権者1人当たり 加給対象者数割合 (被扶養配偶率)	(第3子～) (妻)	年齢別 遺族年金(妻)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数（平成11～ 13年度末）		遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年 平均の加給対象者数を受給権者数で除した ものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象 者を推計		
	(妻)	年齢別 遺族年金(子)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(子)年齢別 第3子以降の数（平成11～ 13年度末）		遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年 平均の加給対象者数を受給権者数で除した ものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象 者を推計		
	(第1,2子) (妻)	年齢別 遺族年金(子)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(子)年齢別 第3子以降の数（平成11～ 13年度末）		年金種別・年齢別に3年平均の加給年金対象 者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者を 推計		
	(第2子)	年齢別 遺族年金(子)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(子)第1子年齢別 第2子数（平成11～ 13年度末）		年金種別・年齢別に3年平均の加給年金対象 者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者を 推計		
	(妻)	年齢別 遺族年金(子)受給権者数（平成11～13 年度末） 遺族年金(子)第1子年齢別 第3子以降の数（平 成11～13年度末）		年金種別・年齢別に3年平均の加給年金対象 者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者を 推計		
	(第3子～)	年金種別・年齢別 受給権者数（平成11 ～平成13年度末） 年金種別・年齢別 第1子、第2子数（平成11～ 平成13年度末）		年金種別・年齢別に3年平均の加給年金対象 者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者を 推計		
	(障害) (第3子～)	年金種別・受給権者年齢別 受給権者数（平成11 ～平成13年度末） 年金種別・受給権者年齢別 第3子以降の数（平 成11～平成13年度末）		年金種別・年齢別に3年平均の加給年金対象 者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者を 推計		

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
障害年金の等級割合	厚生年金	障害厚生年金の等級別 障害年金受給権者数(平成11~13年度末)		3年平均の障害厚生年金の等級別の受給者構成割合から設定	障害脱退した者の数に乘じることにより、障害厚生年金の等級別の新規裁定者数を推計		
	国共済	年金受給権者統計 (使用年度:平成12~14年度) 性別の障害共済年金の等級別の新規発生者数		障害共済年金発生の実績数が少なく年齢別に作成することが不可能なため、年齢に関係なく一定率	障害共済(障害)年金受給権者に乘じて障害等級別受給権者数を算出		前回財政再計算使用年度:平成7~9年度
	地共済						
	私学共済	性別 平成15年度末 全数統計		実績例数が少ないので年度末における障害共済年金者の等級割合を使用	障害共済年金発生者数に乘じることにより等級別に振分け		
再加入率	国民年金	年金種別・性別・等級別 受給権者数 (平成11~13年度末)		3年平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計		
	厚生年金	被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成11~13年度) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成11~13年度)		被保険者種別・年齢別に3年平均で捉えた年度中再加入者数を年度中の新規加入者数と再加入者数の和で除したものを作成	当年度中に新規加入または再加入する者の総数から再加入する者の数を推計		
	国共済						
	地共済						
	私学共済						
再加入者平均標準報酬	国民年金						
	厚生年金	被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成13年度末)	標準報酬指数	被保険者種別別に標準報酬指数を平成13年度末の年齢別被保険者数により加重平均したもののが平成13年度末の標準報酬月額の平均の水準となるように設定	当年度中に新規加入または再加入する者の標準報酬額を推計	毎年度、賃金上昇率で改定	
	国共済						
	地共済						
	私学共済						
新規加入者平均標準報酬	国民年金						
	厚生年金	再加入者平均標準報酬と同様					
	国共済	新規加入者発生割合と同様					
	地共済						
	私学共済						
年金停止率	国民年金						
	厚生年金 (60~64歳)	被保険者種別・老齢通老別・年齢別 老齢在職年金受給権者年金額(平成13年度末) 被保険者種別・老齢通老別・年齢別 老齢在職年金受給者年金額(平成13年度末)		被保険者種別・老齢通老別・年齢別に年金受給者年金額を年金受給権者年金額で除したものに、一律2割カット廃止に伴う影響を織り込んで設定	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計	定期部分の支給開始年齢の引き上げられるコードホートについてはその影響を織り込んで設定 平成16年度までは一律2割カット廃止に伴う影響を織り込んでいない	
	(65~69歳)	老齢通老別・年齢別 老齢在職年金受給権者年金額(平成14年度末・一般男子及び船員) 老齢通老別・年齢別 老齢在職年金受給者年金額(平成14年度末・一般男子及び船員) 年齢別・標準報酬階級別 被保険者数(平成14年度末・女子) 被保険者種別 平均年金額(平成13年度末・女子)		一般男子及び船員については、65歳の年金受給者年金額を年金受給権者年金額で除して設定 女子については、平均年金額と、65~69歳の標準報酬月額の分布を比較して設定	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計	平成14年度に65歳となるコードホートから適用	
	(70歳以上)	被保険者種別 平均年金額(平成13年度末)	健康保険被保険者実態調査(平成13年)	平均年金額と、健康保険被保険者実態調査における70歳以上の標準報酬月額の分布を比較して設定	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計	平成19年度に70歳となるコードホートから適用	
	国共済	年金受給権者統計 (使用年度:平成15年度)		年金停止額を年金総額で除して作成。一律2割カットは廃止に伴う影響を折込んだ。	総給付費に停止率を乗じて算出	支給開始年齢の引上げによる停止額の影響を折込んで設定	前回財政再計算使用年度:平成10年度
	地共済						
	私学共済	平成15年度末 全数統計		退職共済年金の60歳から64歳までの年度末実績における停止額を年金額で除して算出	退職共済年金の60歳から64歳までの発生者年金額に乘じ、雇用保険による停止額を算出		
	国民年金						

		ア. 元となる統計	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法	エ. 推計における使用方法	オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	カ. 前回との変更点
2号、3号対象者調整率	厚生年金 国共済 地共済 私学共済	年齢別 加入者数 全数統計 3号被保険者数 平成15年度	有3号率	初任年齢に加入年数を加えて年齢を算定し、この年齢が20歳以上60歳未満である加入者を2号被保険者とみなしているが、この初任年齢に幅があることから、実績の2号被保険者数と乖離が生じる。この乖離を2号対象者調整率により補整している。また、20歳以上60歳未満の2号被保険者が3号被保険者を有する割合は65歳未満の2号被保険者が3号被保険者を有する場合もあるため、3号被保険者数が実績値と乖離する。この乖離を3号対象者調整率により補整している。	年次別に20歳以上60歳未満の加入者数に対して2号対象者調整率を乗じて第2号被保険者数を算出。この第2号被保険者数に対して有3号率及び3号対象者調整率を乗じて第3号被保険者数を算出		性別に作成
	国民年金						
老齢年金線上請求率	厚生年金 国共済 地共済 私学共済 国民年金	性別・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成13年度)		新規裁定者の年齢構成により設定	老齢基礎年金受給待期者のうち 線上げ請求する者を推計	線上げ減額率の変更により、減額率の変更割合に応じて請求割合が変化すると設	
国民年金保険料の納付率	厚生年金 国共済 地共済 私学共済 国民年金	年齢別 納付率 (平成14年度)		平成14年度実績を基に年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計する。	平成19年度に向けて線形的に納付率を80%となるように設定	目標納付率に基づいて設定
国民年金保険料の免除率	厚生年金 国共済 地共済 私学共済 国民年金	免除率 (平成14年度)	国民年金被保険者実態調査報告(平成14年)の特別集計	平成14年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者を推計する。	免除基準の見直しに伴う免除率の変化は国民年金被保険者実態調査に基づき設定。 多段階免除導入に伴い、4分の3免除、半額免除、4分の1免除割合は多段階免除導入前の半額免除割合の半分と設定	